

図1 周辺国の口蹄疫発生状況

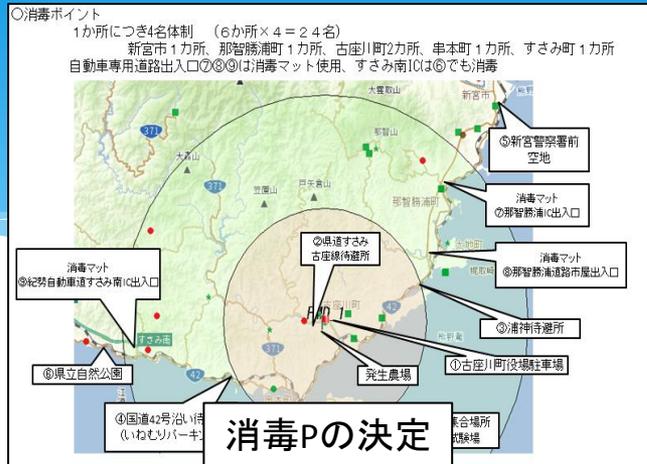


図 2 防疫計画の見直し

		管内の発生状況				
		4	5-1	5-2		
		振興局管内の発生状況 4 管内が制限区域に入ったとき 5-1 管内で疑似例が発生したとき 5-2 管内で疑似患者・患者が発生したとき				
(2) 農林水産振興班						
(班長) 農林水産振興部長 (副班長) 農林水産振興部副部長 (構成員) 紀南家畜保健衛生所、農業水産振興課、林務課、水産試験場		担当課	管内の発生状況			
本部業務	①防疫計画	防疫計画の策定、移動・搬出制限区域の設定	家畜防疫員	○	○	○
		緊急防疫会議の開催		○	○	○
	②関係機関との連絡・調整	市町(農業関係担当課)との連絡調整	農業水産振興課	○	○	○
		管内農協との連絡調整		○	○	○
	③管内農家への対応	移動制限区域内農場の立入検査の調整	家畜防疫員	○	○	○
		管内農家への注意喚起	農業水産振興課	○	○	○
	④埋却場所の選定	発生農場で確保できない場合に選定	農業水産振興課		○	○
現地作業	⑤集合場所	防疫GL(動員者の割振り・防疫作業についての説明)の派遣	家畜防疫員			○
		評価G(殺処分前の牛、汚染物品の評価)の派遣	家畜防疫員			○
	⑥発生農場	資材管理GL(必要資材の確保)の派遣	農業水産振興課			○
		農場消毒GL(消毒作業及び一般廃棄物の処分)の派遣	家畜防疫員			○
		殺処分GL(牛の殺処分・積み込み・搬出)の派遣	農業水産振興課			○
			林務課			○
	⑦埋却場所(埋却の場合のみ)	サポートGL(必要資材の確保)の派遣				○

※管内の地方機関は、必要に応じ現地作業Gに割り当てる。

(現地対策本部業務の概要)

- ・必要に応じて発生農場及び制限区域に係る市町村及び農協等を招集し緊急防疫会議を開催する。
- ・現地対策本部の家畜防疫員は、定期的に発生農場等の防疫作業の進捗状況等を県本部防疫対策班に報告する。
- ・発生農場敷地内で埋却場所が確保できない場合、市町村有地の確保、県・国有地の確保についての県本部への調整依頼

(現地作業の概要)

- ・集合場所へ防疫GLを派遣し、動員者の割振り(発生農場、埋却場所等)を行い、各場所で防疫作業について説明を行う。
- ・発生農場への資材管理GLを派遣し、防疫作業による不足資材・欠品資材について資材置場(資材G)と連携し資材確保を担当する。また、発生農場の総括責任者の了解のもと、資材要求を行う。
- ・発生農場への評価Gを派遣し、殺処分前の牛、埋却を行う汚染物品の評価を行う。
- ・発生農場への農場消毒GLを派遣し、県対策本部が動員した職員とともに、以下の業務を行う。
 - ア 発生農場の外部の見やすい場所に発生表示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか網を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒設備を設ける。
 - イ ウィルスに汚染するおそれのあるものに十分な消毒薬を散布する。
 - ウ 牛の管理等に使用した衣類、飼養管理用機器等についても十分な消毒薬を散布する。
 - エ 全ての汚染物品搬出後、農場内の消毒を行う。
 - オ 防疫作業に使用した資材消毒及び撤収を行い、生じた一般廃棄物の処分を行う。
- ・発生農場へ殺処分GLを派遣し、県対策本部が動員した職員とともに、以下の業務を行う。
 - ア 牛の殺処分、積み込み、搬出
 - イ 発生農場内で埋却処分が不可能な場合、ウィルス拡散防止を行い、埋却場所まで次の点に留意して搬送を行う。
 - 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う
 - コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に汚染物品積載後、上部をシートで覆う
 - 運搬後は、車両及び資材について、消毒、埋却を行う
- ・埋却場所へサポートGLを派遣し、県対策本部が動員した職員とともに、埋却物品の積み卸し作業・資材確保を行う。

図3 東牟婁地域口蹄疫対応マニュアル



①ブルーシートを広げる



②8箇所にもロープ固定



③シートを載せる



④殺処分牛の投入



⑤殺処分牛の搭載



⑥シート余剰分で包む

図4 11tダンプを用いた現場研修